

平成18年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成18年6月22日(木曜日)
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 委員長報告
1 議案第46号 美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件(総務)
2 議案第47号 公益法人等への美唄市職員の派遣等に関する条例の一部改正の件(総務)
3 議案第48号 美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件(総務)
4 議案第49号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件(総務)
5 議案第50号 財産購入の件(化学消防ポンプ自動車Ⅱ型)(総務)
6 議案第51号 美唄市共同浴場条例の一部改正の件(民生)
7 議案第52号 美唄市役所出張所設置条例の一部改正の件(民生)
8 議案第53号 美唄市の特定の事務の南美唄郵便局における取扱いに関する規約制定の件(民生)
9 議案第54号 美唄市字の名称及び区域変更の件(経済建設)
第3 議案第55号 美唄市固定資産評価員選任の件
第4 意見書案第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める

- 意見書
第5 意見書案第7号 教育基本法の「改正」について慎重審議と国民の意向尊重を求める意見書
第6 意見書案第8号 出資法の上限金利の引き下げ等関係法令の改正を求める意見書
第7 意見書案第9号 無年金障害者への特別給付金の全員支給を早期に求める意見書
第8 意見書案第10号 基地対策予算の増額等を求める意見書
第9 意見書案第11号 道路整備に関する意見書
第10 意見書案第12号 「最低保障年金制度」の創設を求める意見書
第11 意見書案第13号 郵便局の外務事務を統合する計画に反対する意見書
第12 意見書案第14号 「JR不採用問題」の早期解決を求める意見書
第13 意見書案第15号 「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書
第14 意見書案第16号 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書
第15 決議案第2号 美唄市財務実態等調査特別委員会設置に関する決議

◎出席議員(20名)

議長 長岡正勝君
副議長 吉田栄君
1番 吉岡文子君
2番 広島雄偉君
3番 五十嵐聡君

4番 白木優志君
 5番 小関勝教君
 7番 土井敏興君
 8番 谷内八重子君
 9番 長谷川吉春君
 10番 米田良克君
 11番 古関充康君
 12番 矢部正義君
 13番 谷村孝一君
 15番 内馬場克康君
 16番 本郷幸治君
 18番 紫藤政則君
 19番 荘司光雄君
 20番 林国夫君
 21番 中西勇夫君

◎出席説明員

市長 桜井道夫君
 助役 佐藤昭雄君
 総務部長 板東知文君
 市民部長 吉田讓君
 保健福祉部長兼福祉事務所長 安田昌彰君
 商工交流部長 藤井雄一君
 農政部長 酒巻進君
 都市整備部長 加藤誠君
 市立美唄病院事務局長 三谷純一君
 消防長 佐藤賢治君
 総務部総務課長 市川厚記君
 総務部総務課総務係長 村上孝徳君

教育委員会委員長 阿部稔君
 教育委員会教育長 村上忠雄君
 教育委員会教育部長 天野修二君

選挙管理委員会委員長 熊野宗男君
 選挙管理委員会事務局長 大道良裕君

農業委員会会長 佐藤博道君
 農業委員会事務局長 秋場勝義君

監査委員 川村英昭君
 監査事務局長 嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一君
 次長 和田友子君
 総務係長 濱砂邦昭君

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

20番 林国夫議員

21番 中西勇夫議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第46号美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件ないし順序9、議案第54号美唄市字の名称及び区域変更の件の以上9件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第46号ないし議案第50号の以

上5件について、谷村総務委員長。

●総務委員会委員長谷村孝一議員（登壇）

ただいま議題となりました議案第46号美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件、議案第47号公益法人等への美唄市職員の派遣等に関する条例の一部改正の件、議案第48号美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件、議案第49号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、及び議案第50号財産購入の件（化学消防ポンプ自動車Ⅱ型）の以上5件について、総務委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月21日に委員会を招集して審査いたしました。

各議案審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

はじめに、議案第46号の質疑、答弁の主なものを申し上げます。

通勤の範囲の解釈は全く新たなものなのか、通勤の範囲が拡大されたということだと思いが、公務災害の対象にならなかったのかとの質疑に対し、

通勤の範囲の規定について、新たに2件の追加がある。これまで通勤の範囲に含まれなかったものが加わった。今回の改正については、より通勤の範囲を明確にするとともに、公務という意味合いから労災保険、関連する法律の改正により、明確な位置付けをするものと考えている、との答弁がありました。

次に、対象は、常勤職員以外のルールになると思うが、市の嘱託・臨時職員、この部分の考え方が従来と任命権者の許可を受けたも

のという表現が新たに付け加えられたものなのか、との質疑に対し、

これまでは住居から通勤場所、住居から他の勤務場所への移動が対象であったが、他の勤務場所から市役所までの部分が追加になった。他の勤務場所については臨時職員・嘱託職員については地方公務員法の適用を受け、営利企業等の従事制限というものがあり、これまで同様、任命権者の許可を受けなければならぬ、との答弁がありました。

次に、議案第47号については、質疑はありませんでした。

次に、議案第48号について申し上げます。

処遇の改善、2,000円の引き上げがここ何年か続いているが、到達目標、どこまで引き上げようとしているのか、目安となる基準はどこに置いているのか、幹部職、重点的な役割を担っている層を改善したとの説明だったが、すべての団員について一律引き上げといった整理をしていた時期もあったが、いつの時点で重点的な階層に限るようになったのか、との質疑に対し、

国は、消防団員の100万人体制を目標に掲げているが、昨年全国で90万8,000人、10年前と比較して7万人減少している。このような状況において、団員を確保する処遇改善を図ることが必要。どこまで金額を引き上げるのか、毎年引き上げていくのかということについては示されていない。全員の引き上げを図りたいが、現在の消防基金の経済情勢は非常に逼迫しているため、比較的退職者の多い中堅的な層の引き上げを図るもの、掛け金の引き上げについては3年に1度見直しをかけている。平成19年度が見直しの時期

に当たる、との答弁がありました。

次に、議案第 49 号について申し上げます。

「監獄」を刑事施設に改めるということだが、現実に「監獄」という名前が付いた施設があるのかどうか、との質疑に対し、

道内では、網走市に施設があると承知している、との答弁がありました。

次に、議案第 50 号について申し上げます。

3 社による競争入札における予定価格及び入札の執行状況について、との質疑に対し、

入札者比較価格 4,161 万 9,000 円に対し、2 回目の入札で、田井自動車工業が 4,100 万円で落札したものの、との答弁がありました。

次に、車両を含めた消防設備、後期計画での消防としての実施計画を持っていると思うが、後期計画に反映された形になっているのか、との質疑に対し、

従来は、性能の関係でおおむね 15 年であったが、現在は 20 年以上とし、消防としての更新の計画は持っている。市の後期計画の中にも反映しているところである、との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第 46 号ないし議案第 50 号の以上 5 件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第 51 号ないし議案第 53 号の以上 3 件について、矢部民生委員長。

●民生委員会委員長矢部正義議員（登壇）

ただいま議題となりました議案第 51 号美唄市共同浴場条例の一部改正の件、議案第 52

号美唄市役所出張所設置条例の一部改正の件、及び議案第 53 号美唄市の特定の事務の南美唄郵便局における取扱いに関する規約制定の件の以上 3 件について、民生委員会の審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

経過といたしまして、6 月 21 日、委員会を招集して審査をいたしました。

はじめに、議案第 51 号の審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

北海道知事で、金額を入れずにという部分は、知事が金額を出すことに南美唄の浴場の入浴料金も同時に変更していくものなのか、との質疑に対し、

本年 4 月から指定管理者制度を導入し、「指定管理者が条例で定める額の範囲以内で料金を定める」と、市長の承認を得て料金を定めることにしている。現在の大人の料金は 320 円という水準になっており、統制額が変わるたびに共同浴場の料金が変化する仕組みにはなっていない。その都度、指定管理者と市長との協議の中で、料金を決めていく仕組みになっている、との答弁。

利用実績は年々減ってきているが、大規模改修の範囲は本体部分だけなのか、浴槽やボイラー等、浴場を運営していく上での設備に関してはどうなのか、また、経営上の欠損金が出た場合、どのような対応をするのか、との質疑に対し、

施設並びに設備に関する大規模修繕は市が行うとしており、ボイラーや浴槽等の全面改修につながるような大きな修繕については、「大規模」と受け止めている。経営上の欠損金に対し、市の支援として地元との約束の中で、3 か月ごとに収支報告書を見せていただ

くよう、資金手当が間に合わなくなる恐れがないように進めている。平素から指定管理者と十分に話し合いを進めていきたいと考えている、との答弁。

昨年度の年間利用実績は、との質疑に対し、大人が1万3,789人、子どもが83人、合計1万3,872人、339日の稼働日数で、1日平均40.9人の利用実績、との答弁がありました。

次に、議案第52号の審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

南美唄出張所における平成17年度の1年間当たりの取り扱い総件数と、1日当たりの件数、現在配置されている職員の処遇について、との質問に対し、

市税3,797件、水道使用料金1,542件、各証明手数料1,263件、介護保険料782件、その他721件、合計8,105件であり、廃止に伴う職員の処遇については、人事担当課である総務課と打ち合わせが必要であり、本庁業務が増と見込まれることから、市民課への配置ということで協議をしていきたいと考えている、との答弁。

万が一の相談窓口や仮連絡所等の所要の措置を図っていきたいという考え方が示されているが、具体的には人員配置を含めどのような考え方なのか、との質疑に対し、

これまで、連合町内の皆さんと、想定される状況などについて話し合いを行ってきた経過から、例えば郵便局は何らかの形で美唄からどうか、という話などを想定し、不測の状況が想定される場合には、相談窓口の開設、仮連絡所の措置等の話し合いが途中経過としてあり、相談業務等郵便局で扱えない事務の幾つかは、月に2回、南美唄生活館に職員を

派遣して対応したいという考え方を示したものであります、との答弁。

郵便局で取り扱えない項目について、項目数と、今までどのくらいの利用があったのか、との質疑に対し、

8項目で、取り扱い件数として320件である、との答弁。

現在の南美唄の人口及び世帯数、出張所の平成17年度の管理費について、人件費を含めた額、また住民説明会として南美唄出張所に関する地域説明会の回数、参加人数、主な意見はどのようなものがあったのか、との質疑に対し、

平成18年5月末現在の人口は2,605人、世帯数が1,443、管理費については、平成18年度予算で78万2,000円、人件費として、所長・嘱託職員の2名で1,110万円程度。住民説明会は5月12日に陸上自衛隊の職員120名に周知、5月19日には南美唄地区の会館3カ所で実施し、合計78名が参加。主な意見として、「出張所を廃止する理由」、「郵便局で証明等を申請する場合の手続方法」、「民営化に移行した場合の守秘義務」、「道内の市町村で郵便局に委託しているところの数」である、との答弁。

出張所の廃止がなぜ必要なのか、との質疑に対し、

南美唄出張所は、三井美唄炭鉱が全盛の時、昭和28年の建築物であることから老朽化が進み、以前から建替えということの検討もしてきており、数年前から庁舎での検討においても出張所だけの建替だけではなく、南美唄地区の公共施設の一体化という視点で住民の利便性を向上させようと検討してきたが、市

の財政が厳しい中で難しいという状況で、社会福祉会館の建設が前面に出てきたという理解をした中で、出張所の改築は困難という判断をし、平成 13 年に、「特定の行政事務の郵便局での取り扱い」という法律が整備されたことに伴い、道内の先進事例等も調査した中で、地域等との話し合いを進め、理解を得られたと判断したことで、規約を制定した中で出張所を廃止するという考え方につながった、との答弁。

今南美唄地区は、美唄市の 1 割の人口が居住している地区であり、地域担当制等、行政が地域とのかかわり合いを持つ中で、出張所というのは核になる施設ではないか、また地域との話し合いが何回か持たれたことで、全員が賛成というわけではなく、下緑町内会で反対する意見が多かったと思うが、その意見としてどういうものがあったのか、との質疑に対し、

住民説明会の中で、1 地区で様々な意見があったのは事実であり、その中で、せっかくある出張所がなくなるのは寂しい、郵便局で扱えるのはわかったけれども、市役所に行かなければならない要件もある。その場合、つえをついて歩くようなお年寄りには、距離としては遠い。出張所の建物の傷み具合と、地域の皆さんがお住まいの建物と比較してどうなのかなどのお話があり、その後様々な意見を集約した中で、市としてどういう手立てがあるかなど内部協議した結果、意見を寄せられた方に答えることができるような案が出なかったため、発言された住民の方に、市の事情や考え方について説明させていただいた、との答弁がありました。

次に、議案第 53 号の審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

第 3 条の取り扱いの中で、情報が漏れていくというトラブルに関するものがなかったのかどうなのか、またファックスについては、専用回線を使用することで、そこから情報が盗み取られることのない対策ということになっているが、美唄市でもはじめて取り組むことで、問題なく対応できる状況が確認できるものなのか、との質疑に対し、

情報漏れの関係では、他市の例として、情報が漏れたとか、危険があったとかいう情報はない。市民課と南美唄郵便局との間でしか通信できない回線で結びたいと考えており、この場合、郵便局側から市役所でないところに通信されたり、逆に、市役所以外から郵便局に流れてくることのないようにすれば、その間の漏れはないだろうという考え、との答弁。

結果といたしまして、議案第 52 号及び議案第 53 号の以上 2 件につきましては、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第 51 号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願いを申し上げます、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第 54 号について、米田経済建設委員長。

●経済建設委員会委員長米田良克議員（登壇）

ただいま議題となりました議案第 54 号美唄市字の名称及び区域変更の件について、経済建設委員会の審査の経過並びに結果をご報

告申し上げます。

経過といたしまして、6月21日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第54号の審査における質疑、答弁を申し上げます。

字沼の内、字美唄沼の内の2地区について、住んでいる戸数は何戸か。また、他地域に居住して、その地区で耕作している戸数は何戸か、との質疑に対し、

今回の基盤整備事業、光栄南地区全体では17戸あり、字沼の内は権利者2名で戸数は2戸、字美唄沼の内は権利者1名で戸数は1戸となっている。両地区とも賃借関係は存在しない、との答弁。

次に、両地区の面積は、との質疑に対し、

字沼の内は7.7ヘクタール、字美唄沼の内は1.2ヘクタールである、との答弁でした。

結果といたしまして、議案第54号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 これより議案第46号ないし議案第50号の以上5件について、一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第46号美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件**ないし**議案第50号財産購入の件**の以上5件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第51号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第51号美唄市共同浴場条例の一部改正の件**は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第52号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第52号美唄市役所出張所設置条例の一部を改正する条例について、日本共産党議員団を代表して、討論に参加いたします。

最初に申し述べますが、私の立場は反対で

あります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

南美唄地域には、平成 18 年 5 月現在、2,605 人、1,443 世帯の住民が住んでいます。本市の約 1 割を構成しています。

南美唄出張所は昭和 28 年に開設されたといえますから、南美唄地区の石炭産業華やかになりし頃から現在までを、つぶさに見守ってきたことだと思えます。

現在の出張所の建物は老朽化してきている、市内の公共施設の集約が図られてきている、南美唄地区に地域福祉会館の設置が決定したなどの理由で、出張所の廃止が提案されています。

しかしながら、南美唄地区は高齢化の進む本市においても、本市平均 28.7%に対し、南美唄地区 37.7%と、特に高齢化の進んだ地域とすることができます。

連合町内会に向けてや、地域住民に向けての説明会を重ねたということですが、住民説明会での声の中に、「不便になる」「経済的負担が重くなる」「気軽に相談ができなくなる」との声があったと聞いています。

また、その一部に、出張所がなくなると寂しいとの声があったと聞いていますが、その中には単なるセンチメンタリズムだけではなく、重要な住民のメッセージが内包されています。それは、出張所は地域コミュニティの核になっており、そこを中心にして南美唄地域が動いていたという歴史的事実です。

9 月 1 日からの施行というのも、あまりに拙速すぎるのではとの懸念もあります。

長い歴史を短い期間で変更するということ

は、住民に大きな変化、ストレスをもたらすこととなります。

2 年程度の移行期間を設けて、住民要望と市の対策との整合性を図った上で移行することが望まれます。

また、市長は、自立に向けて全事業の見直しを具体化し、市民と協議して本当の意味での協働をめざすまちづくりを進めるべきです。

住みなれた地域にいつまでも健康で安心して暮らせるためにも、議案第 52 号美唄市役所出張所設置条例の一部を改正する条例について反対し、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

この場合、広島議員の採決については、挙手をもって起立にかえることにいたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 52 号美唄市役所出張所設置条例の一部改正の件**は委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 53 号について質疑を行います。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

1 番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第53号美唄市の特定の事務の南美唄郵便局における取扱いに関する規約制定の件について、討論に参加いたします。

最初に申し述べますが、私の立場は反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

高齢化の進んだ南美唄地区にあって、出張所を廃止して、その業務の多くを南美唄郵便局に業務委託することですが、従来であれば本庁に足を運ばなくても済んだものが、8項目、平成17年度の取り扱い件数にして300件以上となるということです。

業務によっては臨時窓口設置で対応できるとの説明でしたが、やはり不便を感じざるを得ないことでしょう。

先ほどの議案第52号の討論でも申し述べましたが、一部業務の委託はできても、昭和28年の開設以来、南美唄出張所が担ってきた地域の顔とでも言うべき、住民の心のよりどころを郵便局が肩がわりをすることは不可能です。

よって、議案第53号美唄市の特定の事務の南美唄郵便局における取扱いに関する規約制定の件について反対し、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、**議案第53号美唄市の特定の事務の南美唄郵便局における取扱いに関する規約制定の件**は委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第54号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第54号美唄市字の名称及び区域変更の件**は、委員長報告のとおり決定されました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第3、議案第55号美唄市固定資産評価員選任の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました議案第55号美唄市固定資産評価員選任の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、三谷純一評価員が、6月22日付をもって退任いたしますので、本市固定資産評

価員として新たに、吉田 譲を選任いたしたく、地方税法の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第55号については、原案のとおりこれに同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第55号美唄市固定資産評価員選任の件**は、原案のとおり決定されました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第4、意見書案第6号義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書ないし日程の第14、意見書案第16号脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書の以上11件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第6号ないし意見書案第8号の以上3件について、10番米田良克議員。

●10番米田良克議員（登壇）ただいま議題となりました、意見書案第6号ないし意見書案第8号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の
堅持と負担率1/2復元を
求める意見書

教育の機会均等と義務教育無償の原則は憲法第26条で定められ、全国のすべての子どもたちに無償で教育の機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。

現在、政府は財政赤字削減のため、「三位一体改革」議論から義務教育費国庫負担金の削減を進め、「地方分権の推進」「国と地方の役割分担」の視点から、義務教育費国庫負担制度全体の見直しを企図しています。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の主体である地方を、財政で国が支える制度で、国が地方をしぼる制度ではありません。30人学級などの改善措置が、都道府県の単費で行われており、現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。この制度が廃止されるような事態になれば、地方財政での義務教育費の確保が困難になり、教育条件の地域間格差が生ずる恐れがあります。他都府県と比較して、広大な地域に小規模校が点在し、多くのへき地を有する北海道では、全国的水準との格差だけでなく、市町村間での格差拡大が危惧され、国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらします。

この度「三位一体改革」で削減された8,500億円が都道府県に税源移譲された場合、39の道府県で現状の国庫負担金を下回ることが明らかで、深刻な雇用情勢から就学援助受給者や奨学金希望者が増大している中、地方財政の圧迫により保護者負担の増大が危惧されます。

昨年、教育関係42団体で結成された実行委員会は、道内で30万をこえる署名を集め、道内121の議会から義務教育費国庫負担制度に関する意見書が内閣に提出されるなど、教育の機会均等と水準の維持向上を求める声は、全道の願いです。

以上のことから、次の事項の実現を図られるよう強く要望します。

記

1. 義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率1/2復元をすること。また、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
2. 憲法・教育基本法の理念である義務教育無償を実現するため、保護者負担がゼロとなるよう教育予算を拡充すること。
3. 30人以下学級を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月22日、北海道美唄市議会。

教育基本法の「改正」について 慎重審議と国民の意向尊重を 求める意見書

政府は「教育基本法改正案」を提案し、民主党は「日本国教育基本法案（新法）要綱」をまとめ、衆議院に提出しました。衆議院はこの問題で特別委員会を設置し審議をしましたが、通常国会では継続審議となり秋の臨時国会への審議は引き継がれる状況です。

現行教育基本法は、民主的で文化的な国家の建設や世界の平和を目指すとした憲法の理想を実現するために、その「実現は教育の力に待つ」として制定されたものであり、子どもたちが社会を担う自立した市民として育つことを願ったものです。制定後60年になろうとする長い年月、多くの国民と教育関係者は、その理念実現のために努力を重ねてきました。この間日本は大きく変化し、国民の生活も変わりました。そして、子どもたちを取り巻く状況も、社会の変化とともに変わってきたことも現実です。

しかし、親や地域としての、子どもたちの成長に願う考え方は、基本において大きな変

化はありません。美唄市議会としても、平成15年の6月議会で「教育基本法の理念・精神を生かした教育革命の推進を求める意見書」、平成16年3月議会で「教育基本法の改正に関する意見書」を全会一致で採択しています。これらの意見書では、「社会的モラルの低下が今日の社会問題の背景にあることを考えるとき、教育基本法こそが社会の指針になりうる」「政府は、教育基本法の民主的理念や原則を改変する改正を行わないこと」としています。これは、現行教育基本法が現在の日本において、その存在意義が大きいことを明確に認めています。

現在の教育に問題ありとしその解決を模索する場合、解決策を教育基本法改正に求める考え方は、早急に過ぎると言うべきで、もっと広い視点での議論を時間をかけて進めるべきです。その議論には多くの父母・地域住民・教育関係者が関わる必要があります。

以上のことから、次の事項の実現を図られるよう強く要望します。

記

1. 教育基本法に関する検討は、広範な国民的な議論を前提に、慎重に時間をかけるべきで、結論を急がないこと。
2. 教育基本法に関する議論は、あくまでも国の基本法である憲法の精神を尊重して行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月22日、北海道美唄市議会。

出資法の上限金利の引き下げ等 関係法令の改正を求める意見書

現在、公定歩合が年0.10%、銀行の貸出平

均金利が年2%以下という超低金利時代の我が国において、消費者金融、信販会社、商工ローン等の貸金業者は、利息制限法が定める制限金利（年15～20%）でさえ高金利と言えるところ、貸金業規制法43条の要件遵守を条件に、出資法の上限金利たる年29.2%（日賦貸金業者及び電話担保金融は、年54.75%）という超高金利での営業をしています（所謂「みなし弁済」）。

先般、最高裁判所は、貸金業者のほとんどが採用する「リボルビング式」の貸付けに「みなし弁済」の適用はないと判示し（最判平成17年12月15日）、強行にみなし弁済の成立を主張し続けてきた株式会社シティズに対してもその主張を退けたところです（最判平成18年1月13日）。両判決の意味するところは、あらゆる貸金業者の貸付けに「みなし弁済」が成立しないということであり、もはや、貸金業規制法43条の存続意義は認められないと言えます。

「みなし弁済」が成立しない以上、利息制限法の制限金利を超えた部分は「払う必要のない利息」であるにもかかわらず、貸金業者は、両判決の後も利息制限法に定める所定金利に改めないばかりか、法を知らない債務者に何らの説明をすることもなく、本来無効の利息を違法に受け続けています。

一方、長引く経済不況を背景に、全国では債務整理を必要とする多重債務者が200万人にも及ぶと推測され、これだけの数の債務者が「払う必要のない利息」のために苦しめられ、自己破産・夜逃げ・一家離散・校内暴力・自殺・強盗や殺人等の犯罪といった社会問題を引き起こすに至っているのです。また、平

成17年における金融広報中央委員会の調査では、「貯蓄を保有していない世帯」の比率が全体の23.8%を占めています。余裕資金のない中で、突発的な出費に対応するために高金利の貸金業者を利用した世帯では、返済に窮するだけでなく、子どもの学費や税金、社会保険料等の滞納が常態化しています。

このような状況のもとで、平成19年1月には出資法の上限金利を見直す時期を迎えます。国においては、貸金業規制法43条の存続意義がなくなっただけでなく、同条を廃止することに加え、住民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制など、下記のとおり法改正を行うよう強く要望します。

記

1. 下記のとおり、出資法及び貸金業規制法を改正すること。
 - (1) 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。
 - (2) 貸金業規制法43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。
 - (3) 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月22日、北海道美唄市議会。

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第9号及び意見書案第10号の以上2件について、15番内馬場克康議員。

●15 番内馬場克康議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第9号及び意見書案第10号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

無年金障害者への特別給付金の
全員支給を早期に求める意見書

国民年金が任意加入であった時期に、国民年金に未加入の状態の元学生が障害を持つ身になったケースで、障害年金を請求しても国民年金未加入の理由で障害年金が不支給となっています。元学生の青年たちが、「国民年金加入は義務ではなかった。不支給では憲法の生存権にかかわるもの」として不支給の取り消しを求め、全国各地で裁判所に提訴しました。全国各地の裁判所の判決は、不支給が合憲か違憲かで争われ、国論を二分しているような状況がうまれました。その中で、超党派の国会議員による「特別給付金制度」が新設され、支給されたものは、該当者24,000人のうち、2005年12月末の段階で元学生2,822人、主婦2,798人で約四分の一にとどまっています。

障害者が申請したにもかかわらず、障害の程度が低いという理由で支給されなかった人が581人、また、学生時代に障害を持つ身になったものという制限もあるため、就職後に精神障害になったもの、大学卒業後に結婚して3号被保険者になった家庭の主婦の場合、加入期間が不足のため障害年金が不支給となっています。現在、元学生が約1,200人、主婦で約17,200人の方が「特別給付金制度」においても救済されていません。

障害を持つ方の生活苦は深刻なものがあります。就労の場も保障されず、小規模作業所

で僅かな手当を受け取るだけの生活です。憲法第25条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と明記されているように、一刻も早く、無年金者全員に特別給付金の支給を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月22日、北海道美唄市議会。

基地対策予算の増額等を
求める意見書

我が国には、多くの自衛隊や米軍の施設が所在しており、各地で基地施設の所在に起因する様々問題が発生し、住民生活はもとより地域振興等に多大な影響を及ぼしています。

そのため、基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところであります。

こうした基地関係市町村に対しては、固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び基地交付金の対象外である米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されています。

また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において基地周辺対策事業が実施されています。

しかし、基地関係市町村の行財政運営は、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい状況にあり、国による基地対策のさらなる充実が必要であります。

よって、国におかれては、基地関係市町村

の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望します。

記

1. 基地交付金及び調整交付金については、平成 19 年度予算において増額措置を講ずるとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
2. 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、平成 19 年度予算において増額措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年 6 月 22 日、北海道美唄市議会。

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第 11 号について、11 番古関充康議員。

●11 番古関充康議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 11 号につきまして案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

道路整備に関する意見書

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところであり、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものであります。

しかしながら、広大な面積を有し、都市間

距離も長く、自動車交通の占める割合の高い北海道の道路整備は、受益者負担という制度趣旨にのっとり、着実に行われているものの、いまだ十分とはいえず、本道各地域の活力ある地域づくりや安全で快適な生活環境づくりを支援する上で、より一層重要となっております。

特に高規格幹線道路のネットワーク形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保、さらには我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場として、その役割をしっかりと担うための最重要課題であります。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情を十分踏まえた上、引き続き、計画的かつ早期に整備が図られるよう、特段の配慮がなされるよう強く要望します。

記

1. 受益者負担という制度趣旨に則り、道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。
2. 活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、道路整備の促進を図るものとし、「社会資本整備重点計画」に基づき、道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。
3. 安心・安全な生活の確保や、経済活動の発展を支えるため、地方部の遅れた高速道路の整備を推進し、一日も早い完成に努めるとともに、本道の高速道路ネットワークの早期形成を図ること。

また、災害に対して、安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築を進めるととも

に、橋梁の耐震補強等の対策を推進すること。

4. 地方道路整備臨時交付金及び国庫負担金を譲与税化し機械的に配分すると、地方の道路整備に重大な支障が生ずることから、その廃止・移譲は行わないこと。

5. 美唄市管内における道路整備を推進すること。

- (1) 国道 12 号の整備促進
- (2) 開発道路美唄富良野線の整備促進
- (3) 美浦大橋の整備促進
- (4) 道道岩見沢月形線「月形大橋」の架換

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年 6 月 22 日、北海道美唄市議会。

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりであります。何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第 12 号ないし意見書案第 14 号の以上 3 件について、1 番吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 12 号ないし議案第 14 号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「最低保障年金制度」

の創設を求める意見書

社会保険庁は、「ねんきん事業機構」への組織替えを視野に、あらゆる手法を使って、02 年度に 62.8%にまで低下した国民年金保険料（第 1 号）納付率の回復に全力をあげています。しかし、若干の改善が見られるものの、

04 年「年金改革」が前提とする 07 年度 80%にはほど遠いものです。

また、保険料未納者は、04 年度 424 万人となり、免除者 499 万人と、どの年金制度にも入っていない百数十万人を加えると、未納者の実質は 1,000 万人を超えるものと見られます。

このような年金「空洞化」の背景には、失業者やフリーター・請負などの不安定雇用労働者などの増大があります。月額 13,860 円もの保険料の納入を前提とする制度が行き詰まるのは当然です。しかも、保険料は 2017 年まで毎年 280 円ずつ引き上げられることになっています。

この状態を放置すれば、現在 60 万人以上といわれる無年金者と、その何倍にもなる低年金者が将来もっと大規模に生まれることは明らかです。指定都市市長会も昨年 7 月 27 日、高齢者に「最低限の所得保障を行うため、無拠出で受給要件を一定年齢の到達とする最低年金制度」を提案しました。

公的年金制度の崩壊を防ぎ、すべての国民に老後の生活を保障するためには、保険料のいらぬ年金、全額国庫負担の最低保障年金をつくる以外に道はないと考えます。

よって、下記の事項の実現について要請いたします。

記

1. 消費税によらない全額国庫負担の最低保障年金を一階部分とする年金制度をつくること。
2. 基礎年金の国庫負担を直ちに 1 / 2 にすること。
3. 当面、基礎年金の国庫負担に見合う給付

を無年金・低年金者に支給すること。

4. 国は、国民の生存権保障に責任を持って取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月22日、北海道美唄市議会。

郵便局の外務事務を統合する
計画に反対する意見書

日本郵政公社は、平成19年10月の完全民営化を前に、未だ全国的な中期・長期的な計画を示さないまま、現在郵便局で行っている配達・集荷・郵便貯金と簡易保険の募集・集金などの外務事務を平成19年3月頃には統括センターへ統合する旨の提案を行っています。

美唄においては、茶志内郵便局及び峰延郵便局の配達・集荷業務を廃止し、その業務を美唄郵便局へ統合する計画です。

茶志内郵便局及び峰延郵便局は現在でも1日5千通を超える郵便物の配達業務などを行いながら、開局以来地域の中核的な施設として地域住民の日常生活に必要な生活基盤サービスの提供の他、安心・安全なまちづくりに貢献するとともに、地域住民の交流の場としても活用され、高齢化社会を迎えて地域郵便局の存在はますます重要となっています。

採算性のみを重視したこの計画が実施されると、特に郵便物の配達などのサービスの低下を招くことは明らかです。

よって美唄市議会は、郵政民営化はやむを得ないとしながらも、全国的、全道的な統廃合計画を示さないままの、このたびの外務事務計画には反対であり、郵便局の外務事務は

現状維持で存続することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月22日、北海道美唄市議会。

「JR不採用問題」の
早期解決を求める意見書

国鉄の分割・民営化が実施され、すでに20年目を迎えています。その不採用問題が長期化していることは憂慮すべき事態です。

2003年12月、最高裁が「国鉄が採用候補者名簿の作成にあたり不当労働行為を行った場合には、国鉄もしくは国鉄の法的地位を引き継いだ清算事業団は使用者責任を免れない」との判断を下しました。ILO（国際労働機構）は2004年6月、日本政府に対し、この最高裁判断に留意し「問題解決のため、政治的、人道的精神に基づき、すべての関係者との話し合いを推進するよう勧める」と6度目の勧告を出しています。

また、昨年9月には、東京地裁は「鉄建公団訴訟」判決を言い渡し、採用に当たって不当労働行為があったことを認めています。この20年の間、問題解決を見ることなく他界した当事者は30人を超え、家族を含め塗炭の苦しみにあえいでいる状況を鑑みると、人道的見地からこれ以上の長期化は避けなければならないと考えます。

よって、本議会は政府に対し、ILO条約批准国の一員として、この勧告を真正面から受け止め、解決のためにすべての関係者と話し合いを早期に開始するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月22日、北海道美唄市議会。

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第 15 号及び意見書案第 16 号の以上 2 件について、8 番谷内八重子議員。

●8 番谷内八重子議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 15 号及び議案第 16 号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「仕事と生活の調和推進基本法」

（仮称）の制定を求める意見書

我が国は、ついに人口減少社会に突入しました。厚生労働省の人口動態統計によると、昨年 11 月までの一年間に出生数が死亡数を概数で 8,340 人下回り、人口が年間で初めて自然減となったのです。

今後、約 30 年間は 15～64 歳の生産年齢人口が減少し続けることとなります。そうした中で女性の就労率が高まっていくことは確実です。少子化社会への対応を考えた時、今後の働き方として、男性も女性も共に、仕事と子育て・介護など家庭生活との両立に困難を感じることがない働き方が可能になるような環境整備、社会システムの構築が非常に重要になってきます。

つまり、働き方や暮らし方を見直して「仕事と生活の調和」を図ること、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現が、これからの我が国にとって重要課題です。ワーク・ライフ・バランスは、働くものにとって望ましいだけでなく、企業にとっても、両立支援の充実している会社が順調に業績を伸ばしている

事例が多数あり、就業意欲の高まり、労働生産性の向上などのメリットが少なくありません。

厚生労働省の研究会がワーク・ライフ・バランスについてまとめた報告書（平成 16 年 6 月）は、「政府には、『仕事と生活の調和』の実現に向けた環境整備に早急に着手することが期待される」としています。ワーク・ライフ・バランスは労働政策に限るものではなく、省庁の枠を超えて総合的に政策が実行できるよう、「仕事と生活の調査推進基本法」（仮称）を制定すべきです。

社会経済情勢の変化に対応した豊かで活力ある社会が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス形成の促進を図るため、同基本法によって政策の基本方向を定め、総合的かつ計画的に施策を実行することを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年 6 月 22 日、北海道美唄市議会。

脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ障害、落下事故、暴力などによる頭部や全身への強い衝撃によって脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛、首や背中の痛み、腰痛、目まい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、極端な全身倦怠感・疲労感等のさまざまな症状が複合的に発現する病気であり、難治性のいわゆる「むち打ち症」の原因として注目されています。

しかし、この病気は、これまで原因が特定されていない場合が多く、「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されたため、患者の

肉体的・精神的苦痛はもとより、患者の家族等の苦勞もはかり知れません。

近年、この病気に対する認識が徐々に広がり、本症の研究に取り組んでいる医師らより新しい診断法・治療法（ブラッドパッチ療法など）の有用性が報告されています。そのような中、医学会においても脳脊髄液減少症に関して本格的な検討を行う機運が生まれつつあります。長年苦しんできた患者にとってこのことは大きな光明となっています。しかしながら、この病気の一般の認知度はまだまだ低く患者数など実態も明らかになっていません。また、全国的にもこの診断・治療を行う医療機関が少ないため、患者・家族等は大変な苦勞を強いられています。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

1. 交通事故等の外傷による脳脊髄液漏れ患者（脳脊髄液減少症患者）の実態調査を実施するとともに、患者・家族に対する相談および支援の体制を確立すること。
2. 脳脊髄液減少症についてさらに研究を推進するとともに、診断法ならびにブラッドパッチ療法を含む治療法を早期に確立すること。
3. 脳脊髄液減少症の治療の確立後、ブラッドパッチ療法等の新しい治療法に対して早急に保険を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月22日、北海道美唄市議会。
なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおり

でありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第6号ないし意見書案第16号の以上11件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第6号義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書**ないし**意見書案第16号脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書**の以上11件は、原案のとおり決定されました。

●議長長岡正勝君 次に、日程の第15、決議案第2号美唄市財務実態等調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

17番吉田 栄議員。

●17番吉田 栄議員（登壇） ただいま議題となりました、決議案第2号美唄市財務実態等調査特別委員会設置に関する決議について、お手元の案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

美唄市財務実態等調査特別
委員会設置に関する決議

- 1 本市議会に美唄市財務実態等調査特別委員会を設置する。

（設置の目的）

- 2 本委員会は本市における財務実態についての調査を行うことを目的とする。

(調査事項)

3 本委員会の調査事項は、次のとおりとする。

(1) 美唄市の財務実態について
(委員の定数)

4 本委員会の定数は20人とする。
(調査期間と閉会中の審査)

5 本委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで委員会を継続存置する。
(経費)

6 本委員会の調査に要する経費は、議長の承認を得て支出する。
上記決議する。

平成18年6月22日、美唄市議会。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました決議案第2号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、決議案第2号美唄市財務実態等調査特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。

ただいま設置されました美唄市財務実態等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

吉岡文子議員、広島雄偉議員、
五十嵐 聡議員、白木優志議員、
小関勝教議員、土井敏興議員、
谷内八重子議員、長谷川吉春議員、
米田良克議員、古関充康議員、
矢部正義議員、谷村孝一議員、
内馬場克康議員、本郷幸治議員、

吉田 栄議員、紫藤政則議員、
荘司光雄議員、林 国夫議員、
中西勇夫議員、長岡正勝、

の以上20人の議員を指名いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました20人の議員を美唄市財務実態等調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

●議長長岡正勝君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成18年第2回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前11時15分 閉会